（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第三百三十二条　改正後家事事件手続法第三十八条の規定は、改正後家事事件における同条第一項に規定する申立て等について適用し、改正前家事事件における第三百二十六条の規定による改正前の家事事件手続法第三十八条第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（家庭裁判所の許可を得ないでする裁判書の正本等の交付の請求に関する経過措置）

第三百三十三条　改正前家事事件における家庭裁判所の許可を得ないでする審判書その他の裁判書又は調書の正本、謄本又は抄本の交付の請求については、なお従前の例による。

（事件に関する事項の証明に関する経過措置）

第三百三十四条　改正後家事事件手続法第四十七条の三、第二百五十四条の三及び第二百八十九条の四（改正後家事事件手続法第二百八十九条の五において準用する場合を含む。）の規定は、改正後家事事件における事件に関する事項の証明について適用し、改正前家事事件における事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

（家庭裁判所調査官又は裁判所技官の書面による報告の方式に関する経過措置）

第三百三十五条　改正後家事事件手続法第五十八条第五項及び第六十条第二項（これらの規定を改正後家事事件手続法第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後家事事件における家庭裁判所調査官又は裁判所技官の書面による報告に代わる報告の方式について、適用する。

（尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置）

第三百三十六条　改正後家事事件手続法第六十四条第一項（改正後家事事件手続法第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百十五条第二項（同法第二百十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後家事事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定の嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置）

第三百三十七条　改正後家事事件手続法第六十四条第一項（改正後家事事件手続法第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、改正後家事事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前家事事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

（審判の方式等に関する経過措置）

第三百三十八条　改正後家事事件手続法第七十六条及び第七十七条第二項（これらの規定（改正後家事事件手続法第七十六条第一項を除く。）を改正後家事事件手続法第八十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定（改正後家事事件手続法第七十六条第一項ただし書を除く。）を改正後家事事件手続法第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに改正後家事事件手続法第八十条第二項の規定は、改正後家事事件における審判の方式、電子審判書及び電子決定書の作成、更正決定の方式並びに中間決定の方式について適用し、改正前家事事件における審判の方式、決定書の作成、審判書の作成、更正決定の方式及び中間決定の方式については、なお従前の例による。

２　改正後家事事件手続法第二百一条第七項の規定は、改正後家事事件における限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述の受理の審判の方式について適用し、改正前家事事件における限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述の受理の審判の方式については、なお従前の例による。

（申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置）

第三百三十九条　改正後家事事件手続法第八十二条第五項において準用する民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、施行日以後に開始される家事審判事件（改正後みなし申立事件を除く。）における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、施行日前に開始された家事審判事件（改正後みなし申立事件を含む。）における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

２　改正後家事事件手続法第二百七十三条第三項において準用する民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、施行日以後に開始される家事調停事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、施行日前に開始された家事調停事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

（調停の成立及び効力等に関する経過措置）

第三百四十条　改正後家事事件手続法第二百六十八条第一項の規定は、改正後家事事件における調停の成立及び効力について適用し、改正前家事事件における調停の成立及び効力については、なお従前の例による。

２　改正後家事事件手続法第二百六十九条の規定は、改正後家事事件における調停に係る電子調書の更正決定について適用し、改正前家事事件における調停調書の更正決定については、なお従前の例による。

第三十章　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正等

第一節　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正

第三百四十一条　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十一条」の下に「―第百二十一条の五」を加える。

第三十六条第三項中「いう」の下に「。以下同じ」を加える。

第五十八条第一項中「第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）及び第八項」を「第七十一条第八項」に改め、「ついて、同条第二項の規定は前項の申立てについて」とあるのは「ついて」と」を削り、「準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは「訴訟が完結した」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」を「訴訟が」とあるのは「子の返還申立事件が」に改める。

第六十一条の見出しを「（電子調書の作成等）」に改め、同条中「調書」を「最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）」に改め、同条ただし書中「記録上明らかにする」を「裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第六十二条の二第二項及び第三項、第六十二条の三第一項、第百二十一条の三第二項及び第三項並びに第百二十一条の四第一項を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録する」に改め、同条に次の二項を加える。

２　裁判所書記官は、子の返還申立事件の手続について、電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

３　前項の規定によりファイルに記録された電子調書については、民事訴訟法第百六十条の二の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「第七十一条第四項、第五項及び第八項」とあるのは、「第七十一条第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

第六十二条の見出しを「（非電磁的事件記録の閲覧等）」に改め、同条第一項中「子の返還申立事件の記録」を「非電磁的事件記録（子の返還申立事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。）」に、「その」を「又はその」に改め、「及び第六十九条第六項」を削り、「閲覧等」を「非電磁的事件記録の閲覧等」に改め、「又は子の返還申立事件に関する事項の証明書の交付」を削り、同条第二項中「子の返還申立事件の記録」を「非電磁的事件記録」に改め、「含む」の下に「。第七項及び第百二十一条の二第二項において「録音テープ等」という」を加え、同条第四項中「子の返還申立事件の記録中、第五条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた相手方又は子の住所又は居所が記載され、又は記録